

第5 多摩地区の水道

1 多摩地区の水道の経緯

多摩地区の水道は、かつては各市町村が個別に経営していたため、給水実態や財政の実情がそれぞれ異なり、区部・各市町村間の給水普及率、水道料金、施設整備水準等の格差が生じていた。

また、高度経済成長期以降の急激な人口増加及び都市化に伴う水道需要の増加は、各市町村が水源としていた地下水の水位低下及び枯渇を招くこととなり、この解消が緊急の課題となった。

このため、昭和40年、都の関係局長と多摩地区市町村長を主な構成員とする「三多摩地区給水対策連絡協議会」（会長 都副知事）で協議した結果、都が事業主体となって多摩地区市町村に浄水の分水を行い、市町村は分水料金を負担することで合意に至り、同年12月、東村山市から臨時分水が実施されることとなった。

しかしながら、料金格差や住民サービス面での問題は、依然として残された。

また、臨時分水についても、昭和44年に多摩地区市町村長を構成員として結成された「三多摩市町村水道問題協議会」から広域的行政施策による根本的解決が求められた。

このため、都知事の諮問を受けた「東京都水道事業調査専門委員」は、昭和45年に「東京都は三多摩地区市町村営水道事業を吸収合併し、区部水道事業とともに一元的に経営することによって、水道事業における格差を解消する方途を講ずるべきである。」との助言を行った。

2 都営一元化

（1）都営一元化の実施

都は、この助言を受け、昭和45年7月、当局に「多摩水道対策本部」を設置し、多摩地区市町村水道の都営一元化の具体化を図ることとした。

当局は、多摩地区市町村及び住民の意向を十分尊重

しながら、必要な調査を行い、昭和46年12月「多摩地区水道事業の都営一元化基本計画」を策定し、その後、自治労東京都本部との協議を経て、昭和48年5月に基本計画を一部修正した。

修正後の計画の要旨は、次のとおりである。

ア 計画の目標

- （ア）区部及び多摩地区を一体とする水道需要に基づき水源の確保を図る。
- （イ）多摩地区における給水普及率を向上させる。
- （ウ）相互融通機能を強化するため、配水連絡管等の抜本的整備拡充を図る。
- （エ）水道料金等の住民負担は、区部、多摩地区とも同一とし、その均衡を図る。
- （オ）営業制度その他については、住民福祉の向上と業務の効率的運営に配慮しつつ、漸進的にその改善を図る。

イ 計画期間

昭和47年度から昭和50年度までの4年間

ウ 計画の地域

五日市町（現あきる野市）、奥多摩町、日の出町（現日の出町）及び檜原村を除く28市町（五日市町及び日の出町は昭和49年10月に、奥多摩町は平成21年4月に計画対象地域に追加された。）

エ 業務運営方式

市町の地域内業務は、原則として当該市町への事務委託により実施する。

この計画に基づき、各市町からの都営一元化の申出に応じて、個別に協議を重ねた結果、昭和48年11月から平成14年4月までに各市町の水道事業を順次都営に一元化し、本計画の取組は終結した。その後、奥多摩町との個別協議を踏まえて平成22年4月に同町を加え、令和8年3月31日現在、都営水道の多摩地区の給水区域は26市町となっている（秋川市と五日市町とが平成7年9月1日付けで合併し、あきる野市となったこと及び田無市と保谷市とが平成13年1月21日付けで合併し、西東京市となったことにより、計画対象29市町、都営水道26市町となっている。）。

なお、計画対象市町のうち都営水道に一元化されていない市は、武蔵野市、昭島市及び羽村市の3市となっている。この3市は、平成12年に当局が実施した「水道事業の都営一元化に関する意向の再確認」に対し、それぞれ「当面は市の事業として運営し、一元化は市が進めている主要な施設整備が完了する段階又は一元化に関する市民のコンセンサスが得られる段階で検討する。」旨の意向を示していた。その後、令和6年4月に武蔵野市が、令和8年1月に羽村市が、それぞれ都営水道への統合の意向を示している。

(2) 多摩ニュータウンの水道

多摩ニュータウン水道事業は、多摩市、八王子市、町田市及び稲城市の4市にまたがる新住宅市街地開発区域とその関連区域に給水するための事業で、都（知事）が事業主体となり、昭和44年に創設許可を受けて建設に着手し、昭和46年4月から給水を開始した。このうち直接住民に関係する給水サービスや維持管理業務等については、都知事の委任を受けて水道局長が行ってきた。

なお、平成10年4月1日からは、多摩ニュータウン水道事業を都水道事業へ統合し、都営水道として経営している。

3 暫定分水

都営一元化計画の対象ではあるが、地下水を水源として市が独自に水道事業を経営している武蔵野市、昭島市及び羽村市に対して、地下水だけでは需要に対して水源が不足するなどの理由から、暫定的に浄水を供給できる体制を整えている。

昭和40年に都の関係局長と多摩地区市町村長を主な構成員とする「三多摩地区給水対策連絡協議会」（会長都副知事）の決定に基づき、多摩地区市町に対する「臨時分水」が実施されることになった。その内容は、次のとおりであった。

- (1) 当局が事業主体となって浄水を分水する。
- (2) 市町村は分水料金（均一料金）を負担する。
- (3) 計画水量は、昭和40年から始まる第二次利根川系拡張事業で措置する。

これにより、同年12月から緊急分水の形で東村山市に対し開始され、以降ピーク時の昭和48年度には27市町に対し分水を行っていた。

その後、都営一元化計画による統合の結果、一元化実現までの臨時暫定的措置としての臨時分水制度については、平成13年度末をもって終了することとした。

しかし、未統合3市が前記「意向の再確認」において、平成14年度以降も市で進めている主要な施設整備が完了するまでの間、引き続いて都から水の供給を受けたいといった要望をしていたため、分水料金等について適正な負担を求めることとし、平成14年度以降も暫定的に分水を行っている。

4 事務委託解消の経緯

都営一元化された26市町のうち、奥多摩町を除く25市町の水道事業については、水道料金の徴収や小規模施設の維持及び管理、配水調整等、直接住民に関係する水道業務は、事務委託に関する規約に基づき都が各市町に事務を委託し、各市町により運営されてきた。

しかし、事務委託制度では、各々の市町域ごとに事業が運営されるため、料金支払、届出、相談窓口などがお客さまの居住地の市町に限定され、また、市町域にとらわれない適正な配水区域の設定ができないなど、制度自体に起因する問題があり、広域水道としてのメリットを十分に発揮することが困難となっていた。

このため、都では、より一層のお客さまサービスと給水安定性の向上及びより効率的な事業運営を図るため、事務委託の解消を主たる内容とする多摩地区水道の経営改善を実施することとし、平成15年6月「多摩地区水道経営改善基本計画」（計画期間 平成15年度から10年間）を策定した。

この基本計画に基づき、関係市町と事務委託の解消について協議を進めた結果、平成16年4月1日から、武蔵村山市及び多摩市の水道料金等の徴収系業務を皮切りに、順次業務移行を進め、平成24年3月末には、25市町に委託していた全ての業務を都に移行し、事務委託を完全に解消した（表2-15参照）。

なお、移行された業務については、主に政策連携団体を活用することで、公共性を確保しつつ、効率的な体制を構築している（図2-15参照）。

第2章

注1	徴収系業務	受付業務、検針業務、中止清算業務、水道料金徴収業務等
注2	給水装置系業務	宅地内への水道引込み工事の審査・検査等の業務等
注3	施設管理系業務	水道施設の管理業務、工事業務、漏水防止業務、浄水所・給水所等の運転監視、保守点検業務等

★ 給水管理事務所・給水事務所
(3箇所 □ は所管エリア)

□ 東京水道株式会社多摩水道技術本部あきる野水道事務所
(令和7年度から政策連携団体が運営。□ は所管エリア)

● サービスステーション

◆ サービスステーション(給水設置工事業務のみ取り扱い)

未統合市

5 多摩地区水道の強靱化

当局では、これまで、事務委託完全解消を見据えた「多摩水道改革計画(2010―2014)」(平成22年8月)、東日本大震災など、その後の状況変化等を踏まえた「多摩水道改革計画2013～新たなステージにおけるレベルアップへの挑戦～」(平成25年5月)、多摩水道が目指す将来像を示した「多摩水道運営プラン2017～強靱で信頼される広域水道へ～」(平成29年3月)、「東京水道経営プラン2021～お客さまの信頼で築く強靱な東京水道～」(令和3年3月)により、多摩地区の水道事業の改革を進めてきた。

現在は、「東京水道経営プラン2026～ともに未来へつなぐ、安全・安心な東京の水道～」(令和8年3月)に基づき、多摩水道の強靱化に向けて、地域特性を踏まえた配水区域の再編や施設整備など、様々な取組を進めている(図2-16参照)。

図2-16 多摩地区の地域特性を踏まえた配水区域の再編

